

(表4)平成23年度 立入検査口頭指摘事項(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
資格に関すること		7
	水道技術管理者	7
	水道技術管理者となる者の要件、責務、権限等が明定されてなかった。組織として水道技術管理者が従事・監督すべき業務を適切に把握できるよう、明定すること。	
	水道技術管理者は課長級以上の職員を任命しているが、水道技術管理者となる者の責務権限等を明定されていなかった。責務権限等を明定し、組織内でその内容を共有することで、水道技術管理者となる者が適切に指名され、業務に従事・監督しやすい環境を整備すること。	
	布設工事監督者	0
認可等に関すること		0
	認可	0
	各種届出	0
	給水開始前検査	0
水道施設管理に関すること		6
	水に注入される薬品等の適合確認において、施設基準に適合しているかどうかの検査は行っているが、納入時の書類に水道技術管理者の確認記録（捺印）がなかった。事後確認できるよう改善すること。	
	水に注入される薬品等の適合確認を水道技術管理者の代理と思慮される者が確認していた。これをはじめ、水道技術管理者は技術管理の中心責任者であり、十分な技能を有する者が選定されると共に、適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を整備しておくため、その職務権限等（適切な職位の職務補助者への権限委任など）を内規等で明定し、組織内で共有することで、業務に従事・監督しやすい環境を整えること。	
	施設点検は行っているものの、土木関連施設の施設点検においては、目視確認のみで定期的な点検記録が残されていなかった。点検記録簿を作成し、水道技術管理者はこれらを監督等すること。	
	鉛製給水管解消に向けた積極的な取り組みが行われておらず、配水管の布設替え、下水道工事に併せて実施する状況であり、更新計画の作成、利用者への広報活動なども不十分であった。鉛管の布設替え、広報活動の実施等の強化・推進に努めること。また、宅内の鉛製給水管布設状況を把握し、利用者への広報を含め適切な対応を行うこと。	
	鉛製給水管の布設件数が比較的多いにもかかわらず、更新計画を策定していなかった。過去の鉛溶出調査をもとにpHコントロールによる溶出抑制対策を実施しているが、根本的な解決に向け、更新計画を策定すること。	
	鉛製給水管の布設替えに努めるべきであるが、鉛給水管の更新計画が策定されていなかった。現状の老朽管の更新に付随した更新では早期解消は困難である。平成15年度立入検査時にも指摘しており、鉛製給水管の更新計画を策定し、早期解消に努めること。	
衛生管理に関すること		0
	健康診断	0
	衛生上の措置	0

水質検査に関すること 2-MIB、ジェオスミンの水質検査回数を省略していたが、過去の実績等を勘案することなく、藻類発生の実績がある期間に検査を行っていなかった。また、原水検査も上記2項目を検査外としていた。検査期間を改善し、浄水検出期間の原水検査についても改善すること。 水質検査計画には、その他水質検査の実施に際し、配慮すべき事項を記載しなければならないが、原水が全量受水であることを理由に、水質検査計画に水質管理目標設定項目の記載がなかった。住民へ水道を供給しているのは水道事業者であることを踏まえ、水質管理目標設定項目を記載すること。 水質検査計画について、その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項に未記載のものが散見された。記載すべき事項について、漏らさず記載すること。 水質検査計画について、見直しに関する項目が記載されていなかった。水源の状況等、水質変化に関する情報管理を行っているので、それらを活用し、見直しに関する項目について記載すること。 水質検査計画に記載すべき事項（検査結果の評価、計画の見直し、検査の精度並びに信頼性保証）が記載されていなかった。必要事項を記載すること。	5
水質管理に関すること	2
汚染源の把握	0
クリプトスポリジウム対策 クリプトスポリジウム等の対策について、レベル1の水源に対し、クリプトスポリジウム等対策指針に定める適切な施設点検を実施していなかった。クリプトスポリジウム対策指針での記載事項を確認し、汚染の恐れがある判断レベルを再度確認した上で、適切な施設点検を実施すること。 水質事故、停電、渇水、クリプトスポリジウムに関する危機管理マニュアルが十分に整備されていなかった。参集基準を明確にするなど、有事の際に活用できるの危機管理マニュアル・連絡体制を整備すること。	2
危機管理対策に関すること 渇水時に予想される事態を想定して、渇水対策活動に関する計画をあらかじめ作成し、渇水対策活動を効果的に行えるようにしておくべきであるが、対策が策定されていなかった。平常時の内に策定し、職員の体制や対応内容についても明記して、緊急時に備えておくこと。 危機管理マニュアルでの給水の緊急停止（法第23条第1項）等の緊急時連絡体制について、水道技術管理者の関与が見受けられなかった。技術管理の中心責任者である水道技術管理者を位置付けるよう見直すこと。 基幹病院・重要施設への応急給水体制が構築されていなかった。災害時には、基幹病院・重要施設への応急給水は優先的に実施される必要があるため、基幹病院・重要施設をリストアップし、早期に体制を構築すること。 原水が全量受水であることを理由に、テロ対策・クリプトスポリジウム対策マニュアルが策定されていなかった。住民への給水責任は水道事業者にあるため、マニュアルを策定し、対策を整備すること。 緊急時の対応マニュアルは、市全体で定める災害マニュアルと県環境部飲料水対応マニュアル（水質事故）を活用とのことであったが、水道事業独自のテロ対策、震災対策、クリプトスポリジウム対策が整備されていなかった。早急にマニュアル類を整備するとともに、給水停止時の指揮命令系統、応急給水体制についても併せて整備すること。	7

水質事故、テロ・震災・渇水・クリプトスポリジウム対策の危機管理マニュアルが整備されていなかった。有事の連絡・給水体制（病院、避難所等の優先順位、給水マップ等）を図面に落とすなどし、早急に整備すること。	
住民対応に関すること 水道施設の耐震性能や耐震性の向上に関する取組み等を水道の利用者へ提供すべきであるが、行っていなかった。情報提供するよう改善すること。	6
資源・環境に関すること	0
その他	0